

新潟県 I T & I T S 推進協議会 人材育成事業助成金交付実施要領

(趣旨)

第1条 新潟県 I T & I T S 推進協議会（以下「協議会」という。）は、豊かな県民生活の実現に I T を効果的に活かしていくため、外部機関が実施する情報化に関する高度な研修を協議会会員が受講する場合に、予算の範囲内において、当該会員へ助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 協議会会長は、一般会員のうち、高度 I T 技術の習得等を目的として、自らの従業員及び職員（傘下企業や関連企業等の従業員及び職員等を除く。）に研修を受講させる者に対して、助成金を交付する。

(助成金の対象となる研修)

第3条 助成金の交付対象とする研修は、次の各号に該当する研修とする。

- (1) I T スキル標準又は組込みスキル標準に準拠した研修
- (2) 年度計画が明確化されている研修
- (3) 修了証の交付がある研修

(交付額)

第4条 助成交付額は、次に掲げる各号により定める。

- (1) 研修受講料（受講料に資料代が含まれる場合は、当該資料代も含む）の 1 0 0 分の 3 0 を助成交付額とする。ただし、助成交付額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- (2) 年間の交付限度額は一会員につき 4 0, 0 0 0 円とし、複数回の交付申請をすることも可能とする。ただし、交付申請累計額が交付限度額を上回る場合は、交付限度額の範囲内で交付するものとする。

(交付要件)

第5条 修了証が交付されない場合は、助成金を交付しない。

(交付申請)

第6条 研修にかかる助成金の交付を受けようとする者は、人材育成事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に、研修内容がわかる書類を添えて協議会会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、各年度協議会会長が定める。

(交付の決定及び通知等)

第7条 協議会会長は、前条に規定する交付申請があった場合、協議会会員の受給資格の有無、研修の内容等を審査し、協議会会員が助成対象者に該当するものと認めた場合は、人材育成事業助成金交付決定通知書により通知するものとする。

2 協議会会長は、助成金の不交付を決定した場合は、協議会会員に対し、その旨を通知するものとする。

3 協議会会員は、第1項の通知を受けた後、次の各号に掲げる事項に該当する場合は変更申請を行うこととし、速やかに人材育成事業助成金交付変更取消承認申請書(別記第2号様式、以下「変更取消申請書」という)を提出し、協議会会長の承認を得なければならない。

(1) 研修者の変更

(2) 研修の変更

(3) 交付決定額の変更

4 協議会会員は、交付決定の申請を取り消す場合は、速やかに変更取消申請書を提出し、協議会会長の承認を得なければならない。ただし、研修を取り消すことによりキャンセル料が発生する場合は、申請した協議会会員の負担とする。

(研修報告書及び額の確定)

第8条 助成金の交付決定通知を受けた者は、研修終了後、研修報告書(別記第3号様式)及び修了証書の写しを添えて協議会会長に提出しなければならない。

2 研修報告書の提出の時期は、研修終了の日から起算して20日を経過した日又は当該事業年度の2月末日のいずれか早い日期日までとする。

3 協議会会長は、提出された研修報告書を精査し、助成金の額を確定する。

(助成金の支払)

第9条 助成金は、額の確定後年度末に一括して支払うものとする。

2 協議会会員は、第1項の規定による助成金の支払いを受けようとする場合は、別記第4号様式による助成金請求書を別に定める日までに協議会会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 協議会会長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けたことが明らかになった場合は、人材育成事業助成金交付取消通知書により当該者に対し交付を取り消す旨の通知をおこなうとともに、既に交付した助成金等の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の提出部数)

第11条 この要領の規定により協議会会長に提出する書類は、正本1部とする。

(委任)

第12条 本要領に掲げる協議会会長による報告の受領、承認等については、協議会事務局長に委任することができる。

2 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会事務局長が別に定める。

付 則 この要領は、平成29年6月16日から施行する。

付 則 この要領は、平成30年6月22日から施行する。